

第20回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年10月30日(火) 14:00～16:30

2. 開催場所：日本電気協会 4B会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：坂元(関西電力), 名原(中国電力), 浦野(日本原子力技術協会), 市川
(電源開発), 長谷川(北海道電力), 池田(北陸電力), 鎌田(四国電力),
井川(中部電力), 富田(東京電力) (計9名)

代理出席者：佐久間(東北電力・飯塚代理), 河津(九州電力・笠代理), 山崎(日本
原電・佐野代理), 幅野(東京電力・村上代理) (計
4名)

オブザーバ：後藤(原子力安全・保安院) (計1名)

事務局：糸田川, 大東(日本電気協会) (計2名)

4. 配付資料

資料 20-1 運転管理検討会委員名簿

資料 20-2 第19回運転管理検討会 議事録(案)

資料 20-3 JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」制定案に関する
書面投票の結果について(日電協19技期第703号)

資料 20-4 原子力規格委員会書面投票 意見回答集約表(案)

資料 20-5 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(案)

資料 20-6 JEAC4804 今後の対応に関するケース・スタディ

参考資料 1 第13回運転・保守分科会議事録(案)

参考資料 2 第21回基本方針策定タスク議事録(案)

参考資料 3 第26回原子力規格委員会議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

事務局より, 本日は主査が不在のため, 規約により副主査の坂元様に進行をしていただくことについて紹介があった。また, 委員総数13名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて13名で, 検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

上記, 代理出席者4名およびオブザーバ1名の会議参加並びにオブザーバからの意見陳述について, 検討会副主査から承認された。

(3) 前回議事録(案)の承認

事務局より, 資料20-2に基づき, 前回の検討会議事録(案)が紹介され, 承認され

た。

- (4) 第21回基本方針策定タスク議事録(案)、第13回運転・保守分科会議事録(案)および第26回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

事務局より、参考資料1~3に基づき、第21回基本方針策定タスク議事録(案)、第13回運転・保守分科会議事録(案)および第26回原子力規格委員会議事録(案)が紹介された。

- (5) 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 制定案および運転責任者の判定に係る規程(案)に対する意見への対応案検討

坂元副主査より、資料20-3~6に基づき、説明があった。審議の結果、JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」制定案の原子力規格委員会書面投票における反対意見に対する対応案を運転・保守分科会に諮ることについて、挙手による決議を行なった結果、出席者全員の賛成で可決となった。また、事務局より、反対意見への対応により規程案が変更となるため、運転・保守分科会の書面投票が必要となることの説明があった。

主なコメントは、以下のとおり。

- (資料20-4 原子力規格委員会書面投票 意見回答集約表案)

- a. 根井委員のコメントへの回答で、「運転責任者諮問委員会を設置すること」と本文に書く場合に、何をするのかを書かなくて良いのか。解説に書いてあった時には、「独立性、公平性並びに公正性を持って運営されていることを確認する」と役割が書いてあった。

運転責任者諮問委員会の定義の部分に、その内容を記載している。

- (資料20-5 規程案)

- b. 「運転責任者諮問委員会を設置する」とすると、委員会の委員を誰が選ぶのかという話になると思うが、PDの場合は諮問委員会の委員会が委員を選任するというようになっており、運転責任者についてもそれを踏襲しようとしている。原技協が判定機関になる場合、原技協が諮問委員会の事務局になるということである。

- c. 定義部分に「運転責任者判定システム」とあるが、「システム」とはどの範囲を指すのかコンセンサスは得られているのか。この言葉のとり方によって、あとあと諮問委員会の扱う範囲が変わってしまうのは好ましくない。

PD認証の技術評価書からとった言葉で、解説の図2の内容を指している。

- d. 口答試験の部分で、統督に関することも筆記試験に含めるのか。

ルール上は筆記試験に含めることができるが、統督に関することは筆記試験に含めない予定である。限定するのはおかしいという分科会でのコメントを受けて見直しを行ったもので、どこまでを筆記試験にするか等、判定機関の裁量にゆだねることとなる。

- e. P19E3「教育・訓練の内容」に「シミュレータ訓練(実技試験を含む)」とあるが、P26の運転実技試験相当の部分を指すことでよいのか。

その通りである。

- f . 独立性の部分で，判定業務は専任職員が行うということで良いのか。
原技協では，判定の最終決定は専任職員（現状では業務部長）が行う計画である。

(6) その他

- a . 次回運転管理検討会は，別途，日程調整を行なうこととした。

以上